あかしこども財団

こどもの居場所づくり事業助成金

事務手引き

–２０１９年度４月改訂版–

もくじ

1. あかしこども財団こどもの居場所づくり事業助成金の概要

⑴ 目的
⑵ 助成対象要件　　Ｐ１～Ｐ２
⑶ こどもの居場所づくり事業助成金の内容

2. 事務手続きの流れ

⑴ こども食堂の計画
⑵ 開設の準備
⑶ こども食堂の開催　　Ｐ３～Ｐ４
⑷ 活動の報告
⑸ こども食堂活動記録の確認

3. Question & Answer

⑴ 助成対象要件について
⑵ 助成内容について　　Ｐ５～Ｐ１１
⑶ 助成対象経費について
⑷ その他

1. あかしこども財団こどもの居場所づくり事業助成金の概要

(1) 目的

明石市では、孤食や経済的理由を問わず、市内すべての子どもを対象に、食を通じた学習や遊びの場としての居場所作りを行うと共に、地域のあらゆる世代とつながり、また、必要な支援機関につなげる「気づきの拠点」としてのこども食堂の開設を進めています。

あかしこども財団では子どもが集まりやすい市内 28 小学校区のこども食堂の開設・運営を支援するため、この助成金を交付いたします。

(2) 助成対象要件

以下の要件すべてを満たす団体に助成します。

① 明石市内でこども食堂を開設すること。

② 明石市民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が一定程度整っていること。

③ 概ね月１回以上こども食堂が開催可能であり、自立的、継続的に運営できること。

④ 地域への適切な周知がなされ、子どもたちの十分な参加が見込まれること。参加する子どもたちが主に明石市在住であること。

⑤ 子どもたちへの食事の提供以外にプログラムを考えられていること。

⑥ 地域に開かれた運営がなされること。

⑦ 安全面・衛生面について適切な配慮がされていること。

⑧ 子どもたちの情報を適切に管理すること。

ただし、下記に該当する場合は、助成対象とはなりません。

① 営利を目的とした事業

② 特定の政治的主張の普及を目的とする事業

③ 特定の宗教の利害に関する事業

(3) こどもの居場所づくり事業助成金の内容

① 助成金の種類

運 営 助 成：開催１回につき助成します。

特 別 助 成：１年度に１回、原則備品の購入費用として助成します。

衛生管理助成：食品衛生協会が開催する食品衛生責任者養成講習会の受講料実費分を助成します。

助成金の種類	A.手作りの食事	B.市販品の提供
運営助成（開催１回につき）	２０，０００円	１０，０００円
特別助成（1年度に１回）	５０，０００円	３０，０００円
衛生管理助成	上限８，０００円（１人当たり）	
１年度の限度額（上限）	７００，０００円	

運営団体が、営業許可を取得しており、主に飲食業を営む団体・個人の方に対しては下記の表の通りに助成します。

運営助成（開催１回につき）	１０，０００円
特別助成（1年度に１回）	２０，０００円
衛生管理助成	―
１年度の限度額（上限）	３５０，０００円

② 食事の提供方法

Ａ．手作りの食事

運営されるみなさまが朝・昼・夜ご飯として、調理をして食事を提供される場合、または参加者と一緒に調理をして、食事をされる場合。ただし、手作りであってもお菓子の提供は、Ｂの市販品の提供区分となります。

Ｂ．市販品の提供

運営されるみなさまがパンやお菓子、お弁当といった市販品を提供し、参加者へ提供される場合。

※上記を組み合わせて例えば、普段は朝･昼･夕食の手作りの食事を提供し、学校が長期休みの間は市販品を提供するということも可能です。

２．事務手続きの流れ

(1) こども食堂の計画

こども食堂をどんな形で開設するのか、場所や時間、定員、メニュー、スタッフの確保、地域への広報についてなど、地域の人を巻き込みながらしっかり話し合いましょう。

参考：**こども食堂運営マニュアル**

---

(2) 助成金の申請

計画書が出来たら、助成金を申請しましょう。

提出書類

- こども食堂運営者情報（様式第１号）
- こども食堂計画書（様式第２号）
- こども食堂開催予定表（様式第２号別紙）
- こどもの居場所づくり事業助成金交付申請書兼請求書（様式第３号）

※開催日時に変更がある場合は、随時こども食堂開催予定表（様式第２号別紙）をご提出ください。

---

(3) 申請内容の審査

助成対象要件と照らし合わせながら、１年以上継続的に実施できるかを審査します。

審査後、助成金については交付決定をして、概ね１か月を目安にお支払いします。

(4) こども食堂の開催

安全・衛生管理に気をつけて開催してください。

こども食堂活動記録（様式第６号）に忘れずに様子を記載しましょう。

かかった経費についてはメモを取り、領収書やレシート等も保管しておきましょう。

---

(5) 助成金の精算

開催回数の変更等があり、追加または減額といった助成金の精算がある場合は 3 月の上旬に下記の書類を提出いただき、精算します。

提出書類

- こどもの居場所づくり事業助成金変更申請書兼精算書（様式第４号）
- こどもの居場所づくり事業助成金変更申請理由書（様式第４号別紙）

(6) 活動の報告

3 月のこども食堂開催後に提出をお願いします。

提出書類

- こども食堂実施報告書（様式第５号）
- こども食堂活動記録（様式第６号）
- 収支記録（様式第６号別紙）

※レシートや領収書等の提出は求めませんが、手元に保管しておきましょう。

(7) こども食堂活動記録の確認

提出いただいた報告について、収支記録と合わせて、内容を確認いたします。

３．Question & Answer

① 助成対象要件について（Ｐ６～Ｐ７）

Ｑ１　運営スタッフは全員明石市民でないといけませんか？
Ｑ２　運営スタッフは何人必要ですか？
Ｑ３　毎月１回以上開催しなければなりませんか？
Ｑ４　子どもの最低参加人数はありますか？
Ｑ５　校区外の子どもの参加は認められますか？
Ｑ６　食事以外のプログラムは必要ですか？
Ｑ７　安全面は特に何がポイントですか？
Ｑ８　こども食堂が複数ある校区で新たに開設することはできますか？

② 助成内容について（Ｐ７～Ｐ８）

Ｑ９　助成金の残金が発生した場合どうすれば良いですか？
Ｑ１０　手作りの食事と市販品の提供の両方を開催する場合、特別助成金はどうなりますか？
Ｑ１１　どこまで手作りしないといけませんか？
Ｑ１２　特別助成は毎年助成されますか？
Ｑ１３　上限額は運営助成に対してあるのですか？

③ 助成対象経費について（Ｐ９～Ｐ１０）

Ｑ１４　運営助成の経費はどういうものが認められますか？
Ｑ１５　特別助成の経費はどういうものが認められますか？
Ｑ１６　当てはまる費目がない場合はどうすればよいですか？
Ｑ１７　特別助成は備品のみしか購入できませんか？
Ｑ１８　運営費で備品を購入しても良いですか？

④ その他（Ｐ１０～Ｐ１１）

Ｑ１９　子どもの参加料は無料にしなければなりませんか？
Ｑ２０　「明石市」を対象地域に大雨、洪水、暴風、暴風雨、大雪、雷の気象警報（特別警報含む）のいずれかが発表された場合の対応はどうしたら良いですか？
Ｑ２１　気象警報の発令により中止した場合の準備にかかったお金はどうしたら良いですか？
Ｑ２２　アレルギー対応は必要ですか？
Ｑ２３　営業許可を取る必要がありますか？
Ｑ２４　保険の加入は必要ですか？
Ｑ２５　長期休みの間は開催場所を替えるといったことはできますか？
Ｑ２６　子ども会など特定の子どもを対象として開催しても良いですか？
Ｑ２７　チラシ作成時に注意すべき事項は何ですか？
Ｑ２８　こども食堂の写真をＳＮＳ等に掲載しても良いですか？

① 助成対象要件について	
Q 1 運営スタッフは全員明石市民でないといけませんか？	**全員が明石市民である必要はありません。** ➢ 地域の子どもを対象とする事業なので地域の住民にも運営に関わってもらえるようにしましょう。
Q 2 運営スタッフは何人必要ですか？	**子どもの参加人数にもよりますが、最低 5 人程度は必要と考えられます。** ➢ これは運営にあたっては、調理、子どもたちとの遊びや学習支援、地域への広報、会計などを無理なく分担できるようにするためです。
Q 3 毎月 1 回以上開催しなければなりませんか？	**概ね月に 1 回の開催をお願いします。** ➢ 気づきの拠点の機能も併せ持つことや、こどもたちへの周知のためにも定期開催が望まれます。
Q 4 子どもの最低参加人数はありますか？	**最低参加人数に定めはありません。** ➢ 自治会内の回覧を活用したり、学校へのチラシを配ったりするなど、地域へ広く広報を行った上で開催するようにしましょう。
Q5 校区外の子どもの参加は認められますか？	**原則校区内の子どもを対象としてください。** ➢ ただし、定員に空きがある場合やこども食堂が校区境にある場合等は、保護者の方の了解を得たうえで、ご判断ください。
Q 6 食事以外のプログラムは必要ですか？	**食事以外のプログラムもお願いします。** ➢ 食事を調理実習という形で一緒に作って学んだり、遊びや勉強ができたり、食事の提供だけではない、子どもの居場所となるようにしましょう。
Q 7 安全面は特に何がポイントですか？	**例えば、施設の広さや子どもの行きかえり途上、食中毒、食品アレルギー、災害です。** ➢ 施設の安全性や、子どもの送り迎えをどうするか、アレルギー対策の有無の明示などを検討してください。（食中毒対策については、運営マニュアルを参考にしてください。） ➢ 地震や不審者が現れた際など、もしもの時に備えて、会場の避難経路や避難手順、避難場所を運営者間で確認するようにしましょう。

Q８ こども食堂が複数ある校区で新たに開設することはできますか？	**こども食堂が多い場合あるいは日程が重なる場合は、他の校区での開設をお願いする場合があります。** ➢ こども食堂が少ない地域での開催をお願いいたします。 なお、各小学校区により事情が異なりますので、まずは事前に財団までご相談ください。

② 助成内容について	
Q９ 助成金の残金が発生した場合どうすれば良いですか？	**① 毎月の助成金に残額が発生した場合は、次回以降の運営費に充ててください。** ➢ 適切に管理して、こども食堂の運営費にのみご活用ください。 **② 年度末の助成金の残額については翌年度のこども食堂の経費のために積み立てることができます。**
Q１０ 手作りの食事と市販品の提供の両方を開催する場合、特別助成金はどうなりますか？	**年間を通じて主に開催する内容が手作りの食事か、市販品の提供かで交付額を決定します。** ➢ 1 年間で手作りの食事の提供の回数が多ければ、50,000 円を交付し、市販品の提供の回数が多ければ 30,000 円を交付します。
Q１１ どこまで手作りしないといけませんか？	**食事全体を見て、手作りが含まれていて、朝・昼・夜ご飯の時間に食事として提供される場合は手作りの食事の提供とみなします。** **一方で、朝・昼・夜ご飯の時間以外におやつとして提供される場合は、手作りであっても市販品の提供とみなします。**
Q１２ 特別助成は毎年助成されますか？	**特別助成は１年度に１回に限り助成します。** ➢ ただし、その年の 1 月以降に交付された場合は、翌年度に交付せず、その次の年度から交付します。 例えば、 2019 年 4 月～12 月に交付⇒2020 年度　<u>○交付</u> 2020 年 1 月～3 月に交付⇒2020 年度　<u>×交付</u>、2021 年度　<u>○交付</u>

Ｑ１３ 上限額は運営助成に対してあるのですか？	**運営助成・特別助成・衛生管理助成すべての合計での上限額となります。** 例えば、 **①手作り型を月２回開催した場合** 運営助成 20,000 円×24 回＝480,000 円 特別助成 50,000 円 衛生管理助成 8,000 円×5 名＝40,000 円 合計 570,000 円＜上限 700,000 円 **助成額は 570,000 円となります。** **②手作り型を月３回開催した場合** 運営助成 20,000 円×36 回（月 3 回）＝720,000 円 特別助成 50,000 円 衛生管理助成 8,000 円×5＝40,000 円 合計 810,000 円＞上限 700,000 円 **助成額は 700,000 円となります。** ※上限額の助成とはなりますが、上限額を越える回数のこども食堂を開催していただいても構いません。

<table>
<tr><th colspan="3">③ 助成対象経費について</th></tr>
<tr><td rowspan="9">Ｑ１４
運営助成の経費はどういうものが認められますか？</td><td>食材費</td><td>食材の購入にかかる経費</td></tr>
<tr><td>光熱水費</td><td>電気、ガス、水道やエアコンの使用にかかる経費</td></tr>
<tr><td>消耗品費</td><td>使い捨てのエプロンやマスク、その他調理用品等や、子どもの遊び道具等の経費</td></tr>
<tr><td>使用料</td><td>貸室利用料や機材借用に係る経費</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td>ボランティア行事用保険等の経費</td></tr>
<tr><td>印刷製本費</td><td>ポスターやチラシの印刷費等の経費</td></tr>
<tr><td>報償費</td><td>ボランティアへの謝礼や講師への謝礼金等の経費</td></tr>
<tr><td>通信費</td><td>電話代や切手代等の経費</td></tr>
<tr><td>旅費</td><td>研修等への参加交通費</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>理事長が必要と認める経費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ｑ１５
特別助成の経費はどういうものが認められますか？</td><td>備品購入費等</td><td>鍋などの調理器具や食器等の購入にかかる経費
※備品とは機械器具等その性質、形状を変えることなく、比較的長期にわたり反復使用に耐えるもの。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>理事長が必要と認める経費</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｑ１６
当てはまる費目がない場合はどうすればよいですか？</td><td>費目を追加していただく場合がございますので、財団までご相談ください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ｑ１７
特別助成は備品のみしか購入できませんか？</td><td>運営費に充てていただいても構いません。
➢ 備品の購入だけでなく、運営にかかる食材等の費用に充てていただいても構いません。</td></tr>
</table>

Q１８ 運営費で備品を購入しても良いですか？	**備品を購入していただいて構いません。** ➢ 特別助成も含め、備品購入に充てていただいて構いません。ただし、特別助成額を超える高額な備品を購入するために運営費を抑えるということは、運営助成の本来の趣旨と異なるため、やめてください。

上記の他、対象となるかわからないものがあればあかしこども財団までお問い合わせください。

④ その他	
Q１９ 子どもの参加料は無料にしなければなりませんか？	**子どもの参加料は無料としてください。** ➢ 参加する子どもたちの食事代を含めた運営経費の助成となります。 ➢ 大人の参加費について特に定めはありません。
Q２０ 「明石市」を対象地域に大雨、洪水、暴風、暴風雨、大雪、雷の気象警報（特別警報含む）のいずれかが発表された場合の対応はどうしたら良いですか？	**① 開催当日に警報が発令されている場合** ➢ 開催の 4 時間前になっても警報が解除されていない場合、こども食堂の中止を決定し、参加予定のこどもの保護者に連絡するなど必要な対応をお願いします。 なお、開催当日、気象予報等により警報の解除が見込めない場合は、4 時間前に限らず、ご判断をお願いします。 **② 開催前日の段階において、当日に警報等の発令が予想される場合** 運営者の方でこども食堂の開催についてご判断いただきますが、原則、中止の方向でお願いします。
Q２１ 気象警報の発令により中止した場合の準備にかかったお金はどうしたら良いですか？	**助成の対象となります。** ➢ 食材の準備等で掛かった費用については助成金の対象といたしますので、中止となった場合は、あかしこども財団までご連絡ください。
Q２２ アレルギー対応は必要ですか？	**アレルギー対応をするかどうかの判断は運営者の方にお任せいたします。対応の有無はチラシ等に明記いただきますようお願いします。**

Q２３ 営業許可を取る必要がありますか？	**営業許可が不要となる場合がありますが、保健所の指針に基づき届け出が必要となります。** ➢ あかし保健所の出している「福祉目的事業に付随する食事提供行為における食品衛生管理指針」に基づき、市内で福祉目的に行われる事業においては営業許可が不要となりました。ただし、別途保健所に届け出が必要となります。 ➢ また、あかし保健所が出している「福祉目的の職提供行為の実施者が講ずべき衛生管理事項」に基づき衛生管理に気を付けて運営をお願いいたします。
Q２４ 保険の加入は必要ですか？	**必ず加入をお願いいたします。** ➢ 万が一に備え、物損や食中毒にも対応した保険に加入してください。加入する保険に指定はありません。
Q２５ 長期休みの間は開催場所を替えるといったことはできますか？	**開催場所の変更は可能です。** ➢ 事前にあかしこども財団への相談のうえで、子どもの参加が十分に見込まれるような広報が条件となります。
Q２６ 子ども会など特定の子どもを対象として開催しても良いですか？	**地域のすべての子どもの居場所となるような運営をお願いします。**
Q２７ チラシ作成時に注意すべき事項は何ですか？	**チラシを作成される際には、「運営マニュアル」のチラシサンプルを参考にしつつ下記のことをご記載ください。** ➢ 事業名、「明石市こどもの居場所づくり事業」とチラシのどこかわかりやすいところに記載ください。 ➢ アレルギーの対応の有無についても記載ください。
Q２８ こども食堂の写真をＳＮＳ等に掲載しても良いですか？	**参加者の情報は苦情のもととなるため、むやみに他の人へ教えたり、ＳＮＳ等で発信したりしないようにしてください。** ➢ 写真をＳＮＳや広報紙等に掲載する場合は、子どもだけではなく、必ず保護者の許可を得るようにしましょう。



一般財団法人あかしこども財団

〒674-0068

明石市大久保町ゆりのき通１丁目 4-7

あかし保健所１階

TEL：078－920－9670

FAX：078－920－9671

Mail：info@akashi-kodomo-zaidan.jp